

平成14年(三)第48号 地位保全等仮処分申立事件

決 定

福岡県久留米市

債 権 者	荒 木 龍 二
上 記 代 理 人 弁 護 士	江 上 武 幸
同	馬 奈 木 昭 雄
同	高 橋 謙 一
同	紫 藤 拓 也

北九州市小倉北区明和町1番11号

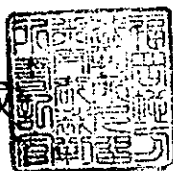
債 務 者	株式会社読売新聞西部本社
上 記 代 表 者 代 表 取 締 役	池 田 孜
上 記 代 理 人 弁 護 士	辻 正 喜

主 文

- 1 債権者は、債務者に対し、別紙図面赤線枠内の区域内において、債務者が発行する新聞及びその他の刊行物を、債務者の販売店として販売する旨の新聞販売契約上の地位にあることを仮に定める。
- 2 債務者は、債権者に対し、平成14年12月28日から、本案判決確定に至るまで、債務者が発行する別紙商品目録記載の新聞等の各商品につき、各供給数記載の部数を各発行ごとに供給せよ。
- 3 債務者は、債権者に対し、
 - (1) 債務者が発行する新聞及びその他の刊行物を別紙読者一覧表記載の各購読者に対して配達しその購読料を集金することを債務者自ら行い、または他の新聞販売店にこれを行わせてはならない。
 - (2) 上記購読者に対して、債権者から上記新聞等の配達を受けその購読料の集金に応じることのないよう働きかけ、その他債権者による上記各購読者に対する上記新聞等の配達及びその購読料の集金等の販売業

上記は正本である

同日同庁
裁判所書記官 猿渡清成



務を妨害する行為をしてはならない。

4 申立費用は債務者の負担とする。

理 由

第1 申立て

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、債務者の発行する新聞その他の刊行物を販売店として販売する旨の契約を締結して継続的に販売店としての業務を遂行してきた債権者が、本件のような継続的契約関係を終了するには、信義則上正当な理由が必要とされるところ、本件ではそのような理由がないと主張して、①従前の販売区域において同契約上の販売店たる地位にあることを仮に定めること、②新聞等の商品を供給すること、③債務者の配達・集金行為を禁止し、債権者の配達・集金行為の妨害を禁止することを内容とする仮処分を求めた事案である。

1 前提事実

当事者間に争いのない事実、疎明資料及び審尋の全趣旨により容易に疎明される事実は次のとおりである。

(1) 債務者は、日刊新聞等の発行等を業とする株式会社である。

債権者は、実父である荒木映二が「読売新聞久留米中央販売店」として営業してきた販売店の地位を平成8年8月1日に同人から譲渡を受けて承継し（その後、「Y C久留米中央」として営業）、同年9月1日に株式会社よみうり（乙1では、株式会社よみうり読売新聞西部本社と記載されているが、株式会社よみうりと一応認められる。）との間で、債権者が、同社の発行する読売新聞その他の刊行物（以下、単に「新聞等」という。）を、同社の販売店として、福岡県久留米市内の所定の区域内において販売する旨の合意をした（甲1、乙1。以下、「本件販売店契約」という。）。

(2) 本件販売店契約には、次の定めがある。

第1条

甲（株式会社よみうり、以下同じ。）と乙（債権者、以下同じ。）は、乙が甲の発行する新聞等（甲の発行する新聞以外の刊行物を含む。以下同じ。）を末尾記載の販売区域において、甲の販売店として販売することを契約する。但し右の販売区域内といえども、購読者の求めにより、又は甲と乙の協議によって甲が直接郵送等をして販売することがある。

第2条

乙は、甲の販売計画にしたがい、新聞等の普及に務め、購読者に対して定価をもって販売し、且つ敏速、正確に戸別配達をする。

第7条

乙は購読者名簿その他甲のあらかじめ指定する必要な諸帳簿を正確に作成し、店舗に常備し、甲が閲覧を求めたとき速やかに提示する義務を負う。

前項帳簿は7年間保存するものとする。

第8条

甲が必要とする業務上の諸事項につき、甲から調査報告の請求があったときは、乙は正確に報告しなければならない。また、乙は甲が承認する第三者機関の調査に応じ、正確に調査事項に対して回答し、必要とする諸帳簿等の資料をこれに提示しなければならない。

第11条

乙が次の各号の1に該当する場合は、甲は催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

第2号

甲の名誉又は信用を害し、あるいはその他甲に損害を及ぼす行為があったとき

第5号

乙が刑事事件で起訴されたとき、もしくは背徳行為のあったとき
第10号

読売新聞系統店との協調を欠くなど、同系統店に著しい迷惑を及ぼす行為があったとき

第13号

甲または甲が承認する第三者機関に対し虚偽の申告を行ったとき

第14号

その他本契約の各条項に違反したとき

- 6
- (3) 債権者は、本件販売店契約締結以降、債務者から新聞等を購入してこれを福岡県久留米市内の別紙図面赤色線枠内の販売区域の購読者に配達・販売するとともに営業活動を行ってきた。

販売店は、債務者に対し、原則として毎月4日、当月度の業務報告書をもって、「今月の定数」欄に必要とする新聞の部数を記入し、注文する。「定数」は、宅配分である「実配」、宅配でなく直接販売する「即売」、新聞の破損、水ぬれ等を考慮した「予備紙」を含んだ注文部数である。

定数を増加させることを「増紙」といい、逆に減少させることを、「減紙」という。

- 6
- (4) 全国1社制を改めて分社化することとなったため、平成14年7月1日、株式会社よみうりは債務者となり、本件販売店契約は債務者に承継された。
- (5) 債務者販売第2部筑後地区担当従業員である池本光男は、平成14年8月31日、債権者方を訪れ、購読者名簿と配達順路表を提出するよう要求したところ、債権者がこれに応じなかったため、帳簿類の提出拒否を理由として本件販売店契約を解除する旨口頭で告げた。

債務者は、平成14年9月2日の夕刊から債権者に対する新聞等の供給を停止し、YC久留米中央緊急スタッフ表記載の組織によって、債権者の購読者に配達を開始した。

2 争点

- (1) 本件販売店契約の解除に合理的理由があるか否か。
- (2) 保全の必要性

3 債務者の主張

(1) 帳簿類の提出拒否

販売店が帳簿類を正確に作成し、債務者が、正確に購読者を把握することは、突発的事故等が発生した際に新聞を遅滞なく読者に配達するために重要である。また、販売店の経営が不健全と思われるときは改善指導を行ううえでも重要である。したがって、販売店は、必要な帳簿類を正確に作成し、債務者が閲覧提示を求めたときはこれを速やかに提示する義務を負う。

池本は、債権者に対し、購読者名簿、配達順路表等の帳簿類の提示を求めたが、債権者は、平成14年3月12日ころから正当な理由なく拒否することを繰り返した。

これは、本件販売店契約7条1項に違反する。

(2) 虚偽報告・虚偽記載

平成12年5月、債権者に新聞127部の虚偽報告があったことが発覚し、また帳簿の改ざんの事実が発覚した。

平成12年6月29日、債権者は、同年4月度まで、予備紙359部と報告していたが、実際は約480部以上の過剰な予備紙があった旨を認めた。

債権者は、予備紙を必要以上に購入し、折り込み広告料から予備紙の新聞代を差し引いた金額について不当な利益を得ていたものである。

これは、本件販売店契約第7条1項、8条前段に違反する。

(3) 越境販売の容認

販売店は、他店との摩擦・衝突を避けるため、定められた販売区域を厳守しなければならない。

平成14年3月30日、債権者が、その販売区域内において、Y C久留米

駅前の越境販売を容認した事実が発覚した。

これは、本件販売店契約第1条、11条5号、同条10号に違反する。

(4) 助成金の不正受給

販売店と購読者の間で、新聞等の購読につき合意に達した場合、購読者、契約期間、販売店名、契約の種別（新勧、喰止等）、取扱者名等の記載された購読申込契約書（単に「カード」ともいう。）が作成される。

債務者は、販売店に対し、購読申込契約時にかかるサービス経費の一部を補助する趣旨で、販売店に対し、開発補助、カード料補助、販促補助を支給し、セールスチームに対し、セールスチーム助成金を支給している。

販売店主は、読売会を構成し、販売店が契約手数料を支払うことでセールスが運用されているので、非会員はセールスを使用できない。また、セールスは新規拡張のみを目的として使用することとされている。

債権者は、セールスが獲得した購読申込契約のカードにつき取扱者を「荒木」と記載したり、読売会脱会後もセールスを使用したり、新規拡張以外にもセールスを使用したり、同一購読者に対し複数回の契約をしたりして、自ら債務者から助成金を不正に受給し（372万0050円）、債務者をしてセールスチームに対し過剰に助成金を支払わせた（263万7700円）。

これは、本件販売店契約第11条2号後段、同条5号後段、同条13号に違反する。

(5) 協調性の欠如

債権者は、Y C久留米津福の販売区域内で新聞販売をした。また、債権者が、その販売区域内において、Y C久留米駅前の越境販売を容認していた事例が3件判明した。また、日本経済新聞社は読売新聞社と業務提携しており、日本経済新聞の販売業務を債務者に委託しているが、債権者は日本経済新聞を6件越境販売した。

債務者及び販売店の主催・後援するイベント事業で、債権者に利益になる

場合には参加するが、利益にならない場合は参加せず、労役負担を免れることが多い。また、債権者は、警察署の交通安全指導や労働基準監督署等の呼びかける講習会に欠席することが多く、ルール違反（従業員に対して支払う最低基準賃金を守らない、休日を与えないなど）も多い。

以上は、読売新聞系統店との協調を欠き、同系統店に著しい迷惑を及ぼす行為であり、本件販売店契約第11条10号に違反する。

(6) 経営能力・経営努力の欠如

債権者が荒木映二から久留米中央店を引き継いだ平成8年9月1日時点の実販売部数（実配と即売の合計。以下同じ。）は1801部であったが、平成12年5月時点の実販売部数は1749部、その後平成14年8月時点の実販売部数は1738部に減少している。

また、自給率（販売店の努力で購読者を獲得した割合）は、YC久留米中央が15.0%、周辺店は26.5%となっており、11.5%下回っている。セールスの営業努力を加味した回収率（購読を中止した顧客数以上に新たな購読者を獲得した率）は、YC久留米中央が107.5%、周辺店は131.3%で、23.8%下回っている。世帯増加による消化率（増加世帯に対する増紙の率）は、YC久留米中央はマイナス151.9%、周辺店は8.7%で、大きく下回っている。普及率は、YC久留米中央が25.9%で、久留米市内の販売店の平均である30.9%を5%下回っている。

これによれば、債権者は、経営能力が不足し、経営努力が欠如しているといえ、本件販売店契約第2条前段、11条14号に違反する。

(7) 後記の債権者の主張(8)（保全の必要性）に対して

債権者は、2代にわたる財産の蓄積が予想され、従業員中1名は既に退職し、他の従業員はパートで、再就職希望者には他店の紹介も可能である。また、労働保険によって収入が補われる。他方、債権者に対して業務を継続させることは、すでに信頼関係が破壊された現状から不可能である。したがっ

て、保全の必要性はない。

(8) 小括

以上のとおり、本件販売店契約の解除には合理的理由があるので、解除は有効であり、債権者に被保全権利はない上、保全の必要性もない。したがって、本件申立てはいずれも却下されるべきである。

4 債権者の主張

(1) 継続的契約関係を終了させるには、信義則上、契約関係を将来にわたって存続させることが著しく困難と認める合理的理由が必要である。本件販売店契約においてもこの理は妥当する。

(2) 債務者の主張(1) (帳簿類の提出拒否) について

債権者が帳簿類の提示を拒否した事実はない。当時、債権者は区域返上等の経営上の重要事項については弁護士と相談の上対処することとしており、池本も了解済みであった。

(3) 債務者の主張(2) (虚偽報告・虚偽記載) に対して

一般に、新聞販売店は過剰な予備紙を販売店の計算において購入させられている。予備紙の新聞代は販売店負担となるが、広告収入でその一部を補うため、その差額が販売店の実質的負担となる。熾烈な拡販競争の下、販売店に対しては部数拡大が要求されており、減紙を報告しづらい現状にある。他方、担当者は、その実情を知りつつ、営業成績の関係で黙認し、減紙の報告部数を極力少なくしたり、あるいは減紙の手続を見合わせたりしてきた。減紙の手続をとらない以上、帳簿の記載も真実と異なることになるが、担当者も了解済みのことであり、あえて問題とされることはなかった。

(4) 債務者の主張(3) (越境販売の容認) に対して

債権者自身が越境販売をしていたものではない。

(5) 債務者の主張(4) (助成金の不正受給) に対して

① 債権者自ら372万0050円を不正に受給したとの主張に対して

平成14年6月以降、読売会から債権者店へのセールススタッフの派遣が禁止されたが、セールスなくして販売店の経営は成り立たないため、池本は債権者が他のルートから現金支払いでセールススタッフを使用することを黙認する旨述べた。

そのため、債権者は黙認されているセールススタッフの存在を隠すために、セールスが拡張した購読者のカードについてはセールスの氏名を出さず、債権者の氏名を記載したものである。したがって、不正受給の意図などなかった。

また、セールスを新規拡張にしか使用しないというのはあくまでも建前の話である。販売店としては、継続のお願い等についても一部セールスの力を借りているのが実情である。また、同一購読者に対する重複契約との主張に対しては、一部、連絡が十分でなかったため発生した重複はあるものの、その余は合理的理由のある再契約である。したがって、債権者が372万0050円を不正に受給したとの債務者の主張は正当でない。

- ② セールsteamに対し263万7700円を過剰に支払わせたという主張に対して

カードはあくまでも購読の申込みにすぎず、その全てが現実の購読に結びつくわけではない。債務者の主張はこの点を無視したもので、正当でない。

- (6) 債務者の主張(5)（協調性の欠如）に対して

日本経済新聞の場合、エリアは存在せず、自由に販売していた。エリア設定後も日本経済新聞の担当員から債権者に対し越境販売の解消を指摘されたこともなかった。また、部数も5ないし6部程度の問題である。

筑後読売会除名後は債権者に対しイベント事業等の参加要請もなく、公的機関の主催する講習会等の案内もない。最低基準賃金違反等の事実もない。

- (7) 債務者の主張(6)（経営能力・経営努力の欠如）に対して

債務者が主張する営業努力不足は、債務者が要求する拡大目標未達成を指しているものであり、客観的な裏付けがあるものではない。

経営能力・経営努力については、筑後読売会の全販売店との対比において、相対的に判断されるべき問題である。

債務者は、筑後読売会の全販売店を平等に訪店・調査の上、客観的資料で債権者の経営能力・経営努力の欠如を証明し、それに対して、債務者としていかなる援助をしてきたかを具体的に説明すべきである。本件では、いまだその説明が尽くされたとはいえない。

(8) 保全の必要性

債権者は昭和51年以降、親子2代にわたって築き上げてきた販売店経営の危機に瀕し、その従業員らの生活も同様である。また、これまでの新規読者の開拓等のために多大な資金を投下してきた。

本案判決の確定を待っては、債権者及びその家族と従業員らの収入の道が途絶え、生活が維持できなくなることは明らかであり、かつ、債権者の顧客離れの進行により、債権者の経営基盤が崩壊することによる損害の回復は著しく困難である。

他方、債務者は、本案判決に至るまで従来どおり債権者に対して業務を継続させることによって被る不利益は何ら存しない。

したがって、保全の必要性がある。

(9) 小括

以上のとおり、本件販売店契約の解除には合理的理由がなく、同契約は依然として存続するので、被保全権利が認められる上、保全の必要性もあるので、本件申立てはいずれも認められるべきである。

第3 争点に対する判断

- 1 前提事実、疎明資料及び審尋の全趣旨によれば、以下の事実が一応認められる。

(1) 債権者において、平成12年5月、「実販売部数1749部、予備紙486部」と記載すべきところを「実販売部数1876部、予備紙359部」と業務報告書に記載され、予備紙127部が実販売部数として報告されていたことが発覚した（甲36、37、乙15。争いがない。）。債務者は、本件販売店契約を停止条件付で解除した上、厳重注意をし、これを受けて債権者は、上記の虚偽報告について事実を認め、一定程度増紙すること、帳簿類を正確に記入し、虚偽報告を行わないことなどを誓約した（乙2）。

(2) 債務者は、平成13年9月20日、債権者に対し、販売区域の分割を要請し（以下、「本件区域分割」という。乙3）、債権者は、同年11月26日に未入金台帳を債務者に交付した（争いがない）。

平成14年1月末及び同年2月12日、池本が債権者に対し、東櫛原方面の販売区域を返上してほしいと申し入れたところ、債権者はこれを拒否し、同月8日ころ債権者から相談を受けていた江上武幸弁護士が同月15日にその旨内容証明郵便で通知した（甲3、乙7）。

株式会社よみうり読売新聞西部本社販売店販売第2部長米満國雄は、江上弁護士に対し、債権者らに対し販売実績を上げるよう指導してほしい旨内容証明郵便で通知した（甲4）。

池本は、平成14年3月12日、債権者に対し帳簿類の提示を求めたところ、債権者は、「江上弁護士と相談する。」と言ってこれに応じなかった。池本は、本件区域分割の前後での債権者の経営内容を予測した調査書（乙9の1、2）を提示し、帳簿提出拒否理由と増紙計画案の提出を要請した。

(3) 平成14年3月30日、久留米東西合同ブロック会が開かれ、YC久留米駅前（所長・古賀秀樹）がYC久留米中央の区域内で配達していたことを債権者が容認したことが指摘され、同日、債権者の読売会脱会について出席者から異議が出されず、その旨決定された（乙10）。

債権者は読売会の会員資格を喪失したため、セールスの派遣はなされなく

なった。

(4) 同年4月3日、同年6月3日、同年7月16日、債務者は債権者に対し帳簿類の提示を求めたが、債権者はこれに応じなかった。

(5) 債権者は、同年8月、定数を485部減少させて1750部とし、その後の増紙計画については0部とした。

(6) 同年8月11日、同年7月分のカードにつき、セールススタッフとの購読申込契約書の取扱者名に「荒木」と記載されていたことが判明した(乙14の1)。

(10) 同年8月31日、池本らが債権者方を訪れ、購読者名簿と配達順路表を提出するよう要求したが、債権者は江上弁護士と相談の上回答するとしてこれに応じなかったことから、池本は直ちに書類提出拒否を理由として販売店契約を解除する旨口頭で告げ、購読者調査を開始した。その後、「YC久留米中央緊急スタッフ表」が作成され、債務者がこれに基づき、各販売店の協力を得て購読者に対し新聞等の配達を開始した(争いがない)。

2 争点(1)(解除の合理的理由があるか否か)について

新聞販売店契約は、その性質上当然に相当期間継続して取引の行われることが予定され、本件販売店契約も荒木映二の代から起算するとすでに20数年が経過していること、同人及び債権者は本件販売契約の継続のため多額の投資をしてきたことなどの事実が認められ、形式的に解除原因に当たる事実が存する場合であっても、背信的行為と認めるに足りない特段の事情がある場合においては解除権は発生しないと解するのが相当である。

以上を前提として、債務者の主張する解除事由ごとに検討し、上記の「背信的行為と認めるに足りない特段の事情」が認められるか否かにつき判断する。

(1) 帳簿類提出拒否について

債務者にとって販売店の経営状況等を把握する必要性は高いので、そのための不可欠の資料である帳簿類については、原則として、債権者は債務者か

ら要請があれば速やかに提示する義務を負うというべきである。

しかし、前認定のとおり、本件では、上記のとおり債権者の営業にとって重大な意味を持つ区域分割問題が発生し、帳簿類の提出についても債権者は弁護士に相談した上で対応する旨返答しているのもであって、全く合理的理由のない提出拒否とは認め難い上、いったん購読者名簿や配達順路表等を提出してしまうと直ちに本件販売店契約を解除されることが強く懸念される状態だったこと、債権者が帳簿類の提示に応じなかったことが債務者の業務にどのような支障を及ぼしたかについて具体的な主張・疎明がないことに照らし、重大な契約違反とは認め難い。

(2) 虚偽報告・虚偽記載について

債務者が販売店の経営状況を把握する必要性は高いのは前記のとおりであり、そのためには帳簿類の正確性が当然の前提であるから、債権者は帳簿類について事実に基づき正確に記載・作成する義務を負うというべきである。

ところで、前認定のとおり、債権者が平成12年5月に、業務報告書に本来実販売部数でない127部を実販売部数であるかのように記載した事実、債権者が同事実を認めて債務者に対し誓約書を差し入れた事実が一応認められる。

しかし、各新聞社相互間の熾烈な拮抗競争の下、販売店として減紙を申し出ることがはばかれる状態であったことに照らせば（平成12年11月に作成された甲34には、「増紙こそ正義」、「減紙をした者は理由の如何を問わず敗残兵となる世界です」などの記載がある。）、債権者の「販売店は、実購読者数が減少しても、その都度減紙の手続をとることはなく、担当者と話し合って担当者の了解を得て減紙の手続を取ることが慣例となっている。減紙分の購入費は当然販売店の負担であり、担当者としては他者とのシェア競争から減紙を認めたがらない。」との供述（甲5）を一概に信用できないとして排斥するのは相当でない。

また、債務者は、債権者が過剰な予備紙を抱えているが、これは久留米市において折込広告による収入が新聞購入代金を上回るためその差額を得ることが目的である旨主張している。

そこで検討するに、債権者が過剰な予備紙を有していたことは当事者間に争いがないところ、甲30の1・2、31の1ないし7によれば、平成14年1月ないし7月の債権者の折込広告による収入は2053万0732円であるのに対し、同期間の新聞購入代金は2493万5540円で、約440万円の赤字となることが一応認められる。したがって、この点に関する債務者の主張は失当である。

以上によれば、上記のように債権者が債務者に報告した実販売部数と実際の実販売部数が異なることをもって直ちに重大な契約違反とは認め難い。

(3) 越境販売の容認について

各販売店はいずれも債務者が定める販売区域において営業を行うことが予定されており、他店との摩擦・衝突・混乱を避ける上で越境販売を行うことが禁止されることには合理性が認められる。

ところで、前認定のとおり、平成14年3月30日の久留米東西合同ブロック会において、債権者が、Y C久留米駅前（所長・古賀秀樹）がY C久留米中央の区域内で配達していたことを容認したことが一応認められる。

しかし、この件では実際に越境販売をしていたのはY C久留米駅前であり、その所長である古賀は読売会から何ら処分を受けていないのであるから、債権者が同越境販売を容認したことをもって重大な契約違反とは認め難い。

(4) 助成金の不正受給について

乙14の1・2、41によれば、カードに、セールスが獲得した契約について取扱者欄に「荒木」と記載されたものがあること、債権者が新規拡張以外についてもセールスを使用したこと、同一購読者に対し複数枚のカードが提出されたことが一応認められる。

しかし、実際にはセールスを使用したにもかかわらず取扱者名につき荒木と記載した理由、セールスの使用が新規拡張のみに限定されとのルールが厳格に運用されていたか否か、同一購読者に対する複数回の契約及びカード作成の経緯等についての債権者の説明（甲４３）には一応の合理性があり、この点について内容を吟味するには本案における詳細な証拠調べを経ることを要する。したがって、「債権者が、債務者の主張する額の金員を不正に受給する目的でカードを作成・提出した」という点は、債務者の疎明が十分でないというべきである。また、同様に、「債務者をしてセールスチームに、債務者の主張する額の金員を過剰に支出させた」という点も、債務者の疎明が十分でないというべきである。

(5) 協調性の欠如について

債権者がＹＣ久留米津福の販売区域で越境販売をしていたという点、日本経済新聞を越境販売したという点はいずれも疎明が十分でない。また、債権者が、その販売区域内でＹＣ久留米駅前の越境販売を容認していたという点は、上記のとおり重大な契約違反と認め難い。その余の点については主張そのものが抽象的である上、疎明も十分でない。

(6) 経営能力・経営努力の欠如について

販売店の経営実績が上がらない場合は本件販売店契約第２条前段、１１条１４号に一応該当するが、これらが抽象的・包括的な条項であることに照らすと、解除が認められるには相当著しい程度の経営不振の事実の存在を要すると解すべきである。

ところで、乙１６ないし１９によれば、ＹＣ久留米中央の実販売部数が債権者の開業時に比して減少していること、債権者の増紙率がマイナス２１．７％であること、平成１４年８月時点でのＹＣ久留米中央の普及率が久留米市内店平均を５％下回っていること、世帯増加に対する消化率がマイナス１５１．９％であることが一応認められる。

しかし、経済効果を求めるスポンサーにとっては、媒体価値の基準となる普及率に関心が高いところ（甲34）、甲15によれば、平成12年6月では久留米中央は普及率33.1%で16位であり、平均値である30.2%を上回っている。

また、平成14年8月のYC久留米中央の普及率は25.9%とされているものの、久留米市内の販売店全体でどの程度の位置にあるかは明らかにされていない。また、地域的特性の問題もあり、単純に普及率の比較のみで経営能力・経営努力を評価することはそもそも容易でない。

なお、増紙率、世帯増加に対する消化率で非常に低い数値が出ているが、これは、前認定のとおり債権者が経営の実情に合わせて平成14年8月に予備紙を大幅に減らしたことに起因しており、これを直ちに経営能力・経営努力の欠如に結びつけるのは相当でない。

以上によれば、本件において相当著しい程度の経営不振の事実があったとまでは認め難い。

(7) 小括

以上によれば、本件販売店契約の定める解除原因に形式的に該当する事実は見受けられるも、いずれも重大な契約違反とまではいい難く、これらを総合しても背信的行為と認めるに足りない特段の事情があるというべきである。したがって、債権者と債務者の間において本件販売店契約が存続しているものと一応認めることができる。

2 保全の必要性について

甲29、41及び審尋の全趣旨によれば、債権者は販売店経営の危機に瀕していること、債権者は貯蓄を取り崩しながら現在も従業員に給料を支払っていることが認められ、保全の必要性はあるというべきである。

第4 結論

したがって、債権者の本件仮処分申立てはいずれも理由があるから、事案に

照らし担保を立てさせないで認容することとし、主文のとおり決定する。

平成14年12月27日

福岡地方裁判所久留米支部

裁判官 三井 教 匡